

東京信用保証協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京信用保証協会	平成30年9月11日から 同月20日まで	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	産業労働局	平成30年9月10日及び 25日	

2 団体の概要

設立の目的	中小企業者等のための信用保証業務を行うことで、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和12年8月 社団法人東京信用保証協会として設立 昭和29年7月 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人に組織変更
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等が、銀行等の金融機関から資金の貸付けを受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証 ・ 中小企業者が発行する社債のうち銀行等の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 ・ これらの業務に付随し、その目的を達成するために必要な業務
所在地	東京都中央区八重洲二丁目6番17号
組織	本店（9部、2室）、11支店
人員	役員20名（理事長1名、理事16名、監事3名、うち非常勤12名） 職員672名

都との関係	出えん	基本財産 2,962 億 9,607 万余円のうち、129 億 1,954 万余円 (4.4%)
	補助金 (表 1)	68 億 9,157 万余円 (平成 28 年度交付額) 62 億 7,691 万余円 (平成 29 年度交付額)
	負担金 (表 2)	58 億 6,400 万余円 (平成 28 年度交付額) 54 億 5,732 万余円 (平成 29 年度交付額)
	貸付金 (表 3)	560 億 2,500 万円 (平成 28 年度末残高) 413 億 5,000 万円 (平成 29 年度末残高)
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、補助金等交付要綱等に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 30 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都中小企業 制度融資保証債 務履行補助金	東京都中小企業 制度融資保証 証債務履行補 助金交付要綱	東京信用保証協会の行う 信用保証に対する、保証 債務履行に伴う損失の補 助 (補助率: 9/10 等)	7,739,893	6,891,570	6,276,910

(注) 保証債務履行に伴う損失額から保険金等を除き補助率を乗じる

(表 2) 負担金の交付状況

(単位: 千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東京都中小企業 制度融資信用保 証料負担金	東京都中小企業 制度融資に係る信用保証 に要する信用 保証料負担金 交付要綱	制度融資の利用に係る信用 保証料の一部を負担 (負担割合: 1/2 等)	5,685,491	5,864,009	5,457,329

(表 3) 貸付金残高

(単位: 百万円)

貸付金名	平成 27 年 度末残高	平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸付額	償還額	年度末 残高	貸付額	償還額	年度末 残高
東京都中小企業 制度融資に係る貸付金	87,078	53,559	84,612	56,025	49,078	63,753	41,350

(注) 中小企業の金融円滑化を図るための融資の原資を東京信用保証協会へ貸し付けている。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、東京信用保証協会（以下「協会」という。）の補助対象事業等について、主に、補助金交付要綱等に基づいて申請及び交付が適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

中小企業者等が、必要な資金融資を受ける際に、協会が信用保証を行うことにより、当該企業等に対し金融支援を行っている。

景気が緩やかな回復基調にあることなどから、協会が行っている保証債務の履行については、減少傾向となっている。また、平成29年度の信用保証料は、小規模企業向け融資等の増加により、平成28年度に比べ、件数は増加しているが、金額は減少している。

補助対象事業等の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金等に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(表4) 保証債務履行補助に係る事業

(単位:件、千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証債務履行に伴う損失額	7,167	55,357,514	6,543	51,200,118	6,008	48,037,840

(表5) 信用保証料負担に係る事業

(単位:件、千円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証料	18,587	11,362,063	19,621	11,679,484	20,750	10,971,172
小規模企業向け融資	8,439	904,521	8,868	971,328	10,505	1,126,697
創業融資	717	113,666	1,207	198,497	1,655	264,740
産業力強化融資	450	262,139	562	357,157	608	458,256
経営支援融資	1,641	1,145,733	1,371	917,598	1,047	713,518
企業再生支援融資	7,339	8,935,656	7,612	9,234,610	6,934	8,407,869
その他	1	345	1	290	1	88